

令和四年六月九日提出
質問第一〇五号

子どもコミッショナーの設置に関する質問主意書

提出者
城井
崇

子どもコミッションの設置に関する質問主意書

二〇二〇年度に自殺した児童・生徒は初めて四百人以上、小中学生の不登校は十九万人以上、児童相談所への相談件数は二十万件以上と、いずれも過去最多となり、子どもを取りまく環境は厳しさを増している。

立憲民主党は、子どもの権利を最優先に擁護し、客観的な第三者として調査権限と提言機能を備えた、子どもの権利擁護のための独立機関である子どもコミッションの設置を提案した。

そこで、子どもコミッションの設置に関して、以下質問する。

一 こども基本法案（第二百八回国会、衆法第二五号）は、附則において、施行後五年を目途として子どもコミッションを含むあり方についての検討が盛り込まれたと認識している。また附帯決議においては、「必要に応じ、本法の施行後五年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること」とされ、こども政策担当大臣からは「その趣旨を十分尊重していく」との発言があった。これは施行後五年以内に子どもコミッションの設置を検討するという趣旨なのか。政府は具体的にどのようなように進めていく考えか。政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。